OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備支援事業実施要綱

6デ推つ第105号　令和6年7月5日
改正　7デ推推第161号　令和7年5月8日

（趣旨）

第1条　東京都（以下「都」という。）は、都内の公衆 Wi-Fi における通信の安全性と利便性の確保を図るため、OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備計画策定及び整備を行う特別区及び市町村（以下「補助事業者」という。）の支援を行う。

本要綱は、本事業の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（事業内容）

第2条　都は、本事業において、補助事業者に対し、次に掲げる技術支援の実施及び補助金を交付する。

（1）OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備計画策定技術支援

（2）OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備事業補助金

（都の役割）

第3条　都は、本事業において、次に掲げる業務を実施する。

（1）補助事業者への技術支援

（2）補助事業者からの補助金交付申請の審査

（3）補助事業者への補助金交付決定及び通知

（4）補助事業者への補助金交付

（補助事業者の役割）

第4条　補助事業者は、本事業において、次に掲げる業務を実施する。

（1）OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備計画策定

（2）OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備事業の実施

（交付申請）

第5条　補助事業者は、本事業による補助金の交付を受けようとするときは、別に指定する期日までに交付申請書を知事に提出しなければならない。

2　交付申請に必要な事項は、別に定める。

（補助の実施）

第6条　本要綱第 3 条第 1 号に掲げる補助事業者への技術支援の実施期間は、技術支援依

頼日から当該年度の末日までとする。

（補助対象期間）
第７条　本要綱第４条第２号に掲げる補助事業者による事業の実施期間は、補助金交付決定日から当該年度の末日までとする。

（事業の実施期間）
第８条　本事業の実施期間は、令和７年５月 12 日から令和８年３月 31 日までとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する詳細事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和６年７月５日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年５月８日から施行する。